

成年後見制度 Q&A

Q1：後見人が悪いことをするのはないか？

A：裁判所が後見人を監督します。
後見人に対し、毎年「財産目録」「収支予算」の提出を求めるほか、必要に応じて報告を求めます。
後見人に問題がある場合は、解任されることがあります。

Q2：本人のお金が、自由に使えなくなることはないか？

A：本人の利益になることであれば、使えます。

Q3：後見人がついたら、親族はどうなるの？

A：親族の立場は変わりません。
今後も後見人と共にご本人の支援をお願いします。
ただしお金のやり取りは、制限されることがあります。
被後見人から親族への贈与⇒原則認められない。
被後見人を支援した親族へのお礼⇒原則認められない。
被後見人が家族を扶養している⇒一定の範囲で認められる。



Q4：後見人に何でも頼めるの？

A：できないことがあります。
例：連帯保証人、医療同意（医療契約は可能です）、延命治療するかどうか決めること（エンディングシート作成をお勧めします）、事実行為（食事の補助や病院への付き添い）、日用品の購入、本人の居住場所指定

Q5：本人は「いい時はいいが、悪い時は悪い」のですが、利用できるの？

A：全体的にみて、判断能力に欠けるといえる場合は利用できます。
判断能力に応じて「保佐」「補助」の制度もあります。

Q6：申立てを自分でする自信がないのですが？

A：センターが支援します。
弁護士（代理人）や司法書士（書類作成）に依頼することもできます。
（その場合の費用は10～20万円です。）

—相談機関のご案内—

法定後見制度の申立ては…

名古屋家庭裁判所 岡崎支部

〒444-8550 岡崎市明大寺町奈良井3 ☎：0564-51-8972

社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会

豊田市成年後見支援センター

〒471-0877 豊田市錦町1丁目1-1

☎：0565-63-5566 Fax：0565-33-2346 E-mail：s-shien@toyota-shakyo.jp

※火曜日から土曜日 8：30～17：15
（日・月・祝日および年末年始は休みになります）

成年後見制度 のしおり

わたしの

成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、物事を判断する能力が十分でない人のために、ご本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を家庭裁判所が選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。

- * 本人の意思を尊重し、人間としての尊厳が守られます。
- * 本人の財産は、本人の利益のために、適切に維持管理がされます。
- * 収入・財産の多少に関わらず、利用できます。



法定後見制度は…ご本人の判断能力の程度に応じて3つの支援内容に分かれます。

	補助	保佐	後見
対象となる方 (本人)	判断能力が 不十分な方	判断能力が 著しく不十分な方	判断能力が 全くない方
援助者	補助人	保佐人	成年後見人
申立人	本人・配偶者・4親等内の親族・市町村長など		
医師の鑑定	原則として不要	必要	原則として必要
同意又は取り消す ことができる行為 (※1)	申立てにより裁判所が 定める行為(※2)	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての 法律行為
代理することが できる行為(※3)	申立てにより裁判所が 定める行為	申立てにより裁判所が 定める行為	原則としてすべての 法律行為

- ※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。
- ※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限ります。
- ※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要になります。

成年後見人は何をしてくれるの？

- **金銭に関する支援**（財産管理）や**生活に関する支援**（身上保護）
 - * 預金通帳を管理し、引出しや振り込みをします。
 - * 財産の管理方法は、本人の意思を尊重します。
 - * 本人を代理して、各種の手続きや契約を行います。
（介護サービスの利用契約や施設への入所契約、年金や社会保険の手続きなど）
 - * 新しい契約をするときは「本人のためになるか」「財産に余裕があるか」などを考慮し行います。
- **家庭裁判所等への報告**
 - * 収支状況等の報告を行います。

成年後見人等の職務ではないもの

- 日用品購入
- 事実行為（食事や排せつの介助、送迎、病院へのつきそい等）
- 医療行為への同意
- 身元保証人・身元引受人・入院保証人等
- 居住する場所の指定（強制）
- 死後事務

今までどおりご家族のご支援をお願いします。

後見人は誰がなるの？

- **親族後見人**
- **専門職後見人**
 - 法律系・・・弁護士、司法書士
 - 福祉系・・・社会福祉士、豊田市成年後見支援センター等



※豊田市成年後見支援センターでは後見人の方の相談も受けております。後見人業務で困られている等ありましたら、お気軽にご連絡下さい。

後見人の費用

裁判所が報酬を決めます。（不服は言えません。）
平均月額1～2万円程度ですが、財産が多い場合や仕事が多い場合は、報酬も増えます。
報酬は本人の財産の中から支出します。家族等が負担することはありません。
本人の収入や財産が少ない場合は、市の補助が利用できる場合があります。

◆成年後見人等は本人の利益のために本人の財産を適切に維持管理する義務を負っています。
成年後見人が本人の財産を投機的に運用することや、自らのために使用すること、親族などに贈与・貸付けることは、原則として認められません。

成年後見制度を利用するには・・・

名古屋家庭裁判所岡崎支部に申立てます。

- 申立人となる人
 - 本人（まったく意思能力が無い場合はできません）
 - 4親等内の親族
 - 市長（親族がない場合など）

申立手続き

- ① 「**申立用紙**」を入手する。（豊田市成年後見支援センターでもらう。裁判所でもらう。インターネットでダウンロードする。）
- ② 福祉関係者（包括、ケアマネジャー、病院の相談員等）に「**本人情報シート**」を書いてもらう。
- ③ 医師に「**診断書**」を書いてもらう。→かかりつけ医
↳ 指定の書式 (病院 月 日 時 分 受診)
- ④ 本人、申立人の「**戸籍謄本**」と「**住民票**」を取る。(市役所 課)
- ⑤ 法務局で「**登記されていないことの証明書**」を取る。
 - * 直接取りに行く場合
名古屋法務局
〒460-8513 名古屋市中区三の丸 2-2-1 (名古屋合同庁舎第1号館 3階 法務戸籍課)
 - * 郵送してもらう場合
東京法務局
〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 (九段第2合同庁舎)
- ⑥ **申立書**を書く。

申立費用
印紙代・郵便切手 約7,000円
診断書代 (平均5,000円程度)



裁判所に提出する

- ① 受理面接や、医師の鑑定がなされる場合があります。（鑑定となった場合は**3万円**～）
- ② 裁判所が審理して、審判します。



2週間で確定し、後見人が活動開始（通帳等を引き継いでください）
申立てから後見人が活動するまで1～3ヶ月程度かかります。

